

第5回 太子町人権尊重のまちづくり審議会 議事録

日 時：令和2年12月1日（火）14：00～15：40

場 所：万葉ホール

参加者：土屋会長

井上副会長

斧田委員

関戸委員

藤田委員

上簀委員

奥田委員

松本委員

宮前委員

谷口委員

事務局：太子町総務部住民人権課

小角部長

吉田課長

筒井課長補佐

岡田主事

太子町教育委員会事務局教育総務課

矢野学務指導担当課長

※傍聴者なし

会議次第

1 開 会

2 議 事

（1）団体ヒアリングを通して見えてきた課題について

（2）第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン（素案）について
・人権行政推進プラン

（3）その他

3 閉 会

1 開 会

【進行役：吉田課長】

2 議 事

【土屋会長】

それでは、私の方で議事を進めさせていただきたいと思います。前回、第4回目の審議会では、第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン（素案）の人権行政の考え方、基本理念、基本方針について審議を行いました。

今回は、それを踏まえて作成されました、人権行政推進プランについて、審議してまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事の1番目、団体ヒアリングを通して見えてきた課題について、事務局より説明をお願いします。

（1）団体ヒアリングを通して見えてきた課題について

・事務局より説明

《質疑》

【土屋会長】

ただ今、団体ヒアリングを通して見えてきた課題について、事務局より説明がありました。何かご質問やご意見がございましたら、ご発言をお願いします。

【斧田委員】

今聞かせてもらった中で、ひとり親家庭というのが太子町でも非常に多くなってきているのか、数字として何十年前と今と比べたら、どれくらい増えてきているか教えてもらいたい。なければ感覚でもいいです。

もともと太子町はひとり親家庭が多くなかった時代があったんですけど、年々そういう家庭が増えてきているという中で、学校等での取り組みも変わってきているかなと。またそういうために先ほど言われたように、スクールソーシャルワーカーであったりとか、カウンセラーであったりとか入れられてるんで、学校での連携の取り組みみたいな具体的な話があれば、せっかく教育委員会からも来ていただいているんで、お話を聞かせていただけたらありがたいと思いますが、会長いかがでしょうか。

【土屋会長】

ひとり親家庭の数字がどのくらい増加しているのかというご質問について、まずは事務局からお答え願えればと思います。

【事務局】

ひとり親家庭の傾向ですけど、資料2の（素案）第2次太子町人権行政基本方針及び推進プランの6ページを見ていただきたいと思います。6ページの中ほどに、「ひとり親世帯は増加の傾向にあり、平成7年から平成27年までの20年間に倍増しています」というところで、例えば母子家庭のところが平成7年で61世帯だったのが、平成27年では119世帯となっている状況です。父子世帯に関しても平成7年の6世帯から、平成27年は13世帯というのが、出典は国勢調査でこのような状況になっています。

【土屋会長】

具体的な事例についてお聞かせ願えればということで。

【事務局】

教育委員会の矢野でございます。よろしくお願いします。

具体的な取り組みですが、今現在、社会福祉協議会でそういったひとり親家庭に対して、家庭学習の支援という形で入り込んでいただいている部分があります。そちらについては学習面、なかなか学校に来れなかったりする部分があるんですけど、そういったフォローのみならず、ご家庭の様子を伺ったりといったことも活用させていただいています。

また、今日来ていらっしゃるNPO法人サニーサイドスタンダードさんとも連携というか、学校の子たちが非常に家庭ぐるみでお世話になっています。そちらも学習支援が中心なんですけど、例えば調理実習といった、明日に活力をつけるというような取り組みも行っているということで、さまざまな面からサポートしていただいている中で、何かひとつでもつながりができるということが大切なのかな、孤立しないことが大事なのかなということで、さまざまな機関とつながることを目的に取り組んでいるところです。

【土屋会長】

ありがとうございました。斧田委員、いかがだったでしょうか。

【斧田委員】

ありがとうございます。もうひとつというか、障がい児に対する理解というのを同じ生徒、児童にだったり、保護者に理解してもらうことは労力があることだと思います。最近はそのようなことはないんでしょうけど、以前にはそういうことで学級崩壊が起きたりということもあったんですけど、最近の学校の現場ではいかがでしょうか。

【土屋会長】

よろしいでしょうか。お願いします。

【事務局】

昔は養護学級と言っていましたが、今は、大阪府は支援学級、全国的には特別支援学級と呼んでいます。大阪の支援教育につきましては、特別なことではなく、みんなが普通に支援していく、支えていくという意味で特別を取って支援学級、それから府立の支援学校、全国的には特別支援学校という名前ですけど、大阪府については支援学校ということで、特別という言葉を取ってございます。

学校現場において、障がい者理解につきましては、特に低学年についてはそれぞれを個性として捉えている部分がありますので、特に何か、特別にその子を排除したりということはありません。3年生、4年生から中学年、高学年になっていきますと、どうしても仲間意識、一緒に遊んでいて、例えばドッジボールをしていてチームで戦っていると、当てられることが多くなると、どうしてもなんで当たるねんとか、もっと頑張れよといったところから、うまいこと人間関係が築けなかったりといったことがございます。もちろん、そういった身体的な部分から、知的な障がいがある子たちについても同様に、子どもたちの中だけではどうしても排他的になる部分があるんですけど、そういったものをすべて個性と捉える中で、授業の中でも子どもたち一人ひとりを大切にするということは人を大切にするというような取り組み、それから道徳的な学習、道徳としての教育も実施しているところです。

【土屋会長】

ありがとうございました。他に何かご意見ございませんでしょうか。

【谷口委員】

今回の学校のヒアリングについてのことなんですけど、③④⑤はまさしく私たち団体が関わっている子どもの家庭です。実は先ほども出ておりましたけれど、太子町には母子支援施設があるということで、ひとり親であったり保護者にお力がないのは、あそこの子だという言い方で、偏見を持たれていたことがけっこうあるんです。村意識も強い地域ですので、よそから来た子どもたちなんだということで、どうしても支援の手が今までいっていなかったように思うところがあります。

学校の方も力を入れてくださっていて、徐々には入っているんですけど、そういう施設に外から入ってこられる方だけではなくて、今私たちが抱えている子どもさんたちの中に、地元の中で生まれ育っている子どもさんもいらっしゃるんです。しんどい家庭が外から来た人ばかりではなくて、地元の中にもそういう課題があるご家庭があるということも添えさせていただきますと思います。

【土屋会長】

ありがとうございました。

【藤田委員】

文章の③のところには、「生活や子育て環境に課題を抱えた家庭」があります。それから④⑤においては、「課題を抱えた子どもたち」、この2つの家庭と子どもの違いはどうか教えていただきたいことと、太子町の子どもたちが「課題を抱えた子どもたち」の具体的な例があれば教えてもらいたい。それからもうひとつは、課題を抱えた子どもの中に親の虐待があるのかどうか、そういう事例があったのかどうか教えてもらえたらと思います。

【土屋会長】

藤田委員からご質問がございましたけれども、これについてお願いします。

【事務局】

まず、「生活や子育て環境に課題を抱えた家庭」ということのお話なんですけど、ひとり親家庭とは限定はされないんですけど、世帯での収入が非常に低いご家庭等がございます。そういった家庭では、子どもを見守るご両親がいらっしゃってとなると、どちらかが早く帰ってきてとなるんですけど、どうしてもひとり親家庭で夜遅くの勤務となってしまうと、帰ってくるのが9時、10時、子どもたちはその時間までご飯を食べれずとか、勉強を見てもらえずにという状況、そういった部分が「生活や子育て環境に課題を抱えた家庭」といったところの例かなと思います。

一方で「課題を抱えた子どもたち」といった部分につきましては、保護者側から見ますと、ちょっと育てにくさを感じる子どもたちと表現したらいいでしょうか。例えば1回言っても全然言うことを聞かない、ただその子どもたちは何かしらの発達障がいをお持ちであったりとかというような部分の中で、子どもも困っている、保護者も困っているといった部分の中での課題を抱えた子どもというのはそういった部分で、自分は頑張っているんだけど、いっぱいお母さんから叱られるとか、周りの子と話が合わずにすぐけんかしちゃう子というような困り感を持った子どもという形で捉えていただけたらと思います。

そういった子どもたちと虐待との関係はといいますと、虐待といってもさまざまなケースがございます、虐待という言葉の中で一番思い浮かべるのは暴力ですね、身体的な虐待という部分、それから精神的な虐待、例えば目の前で親のけんかを見せられるのは虐待にあたります。性虐待等もございます。いろんな虐待のケースがあるんですけど、そういった課題を抱えた家庭が即虐待ケースに見られるかというと、そういうわけではありません。どうしても育てにくさを感じている保護者については、つつい手が出ちゃったりということを聞く場合があります。特に担任の先生が家庭訪問等で聞き取りをする中で、あまり言うことを聞かへんから叩きましたとか、正直におっしゃる保護者については、こういうふうにし

ていましょうということで、アドバイスはしていけるんですけど、なかなか目に見えにくい部分はもしかしたら今もそういったものがあるのかなといった部分ですので、一概には虐待と完全には結びつかないんですけど、一定数は育てにくさという点から課題を抱えた家庭、課題を抱えた子どもたちとの虐待の関係はある程度はあるのかなという観点で保護者と接する、子どもと接するようにしている現状がございます。

【事務局】

それと補足にもなるんですけど、④「課題を抱えた子どもたちの家庭」なんですけど、実際にC S W等が関わったりしているケースの中では、例えばお母さんが家庭のことができない、炊事洗濯をやらない、そういったお母さんがいてる家庭がありました。その子どもには兄弟姉妹がいるんですけど、中学生のお兄ちゃんお姉ちゃんが小学生の弟妹の面倒を見ている、そういった課題を抱えている小学生の子どもたち。お兄ちゃんお姉ちゃんに面倒を見てもらっている子どもたちがそういった課題を抱えているという、ここに書いてあるような養育能力が乏しいケースもあります。

【藤田委員】

若干心配して質問させていただいたのは、①に発達障がいや学習障がい、知的障がいの場合は理解が難しい面があると書いてありますが、発達障がいや学習障がい、知的障がいの子どもたちが、この課題を抱えた子どもたちに含まれているのか、それとも別の観点なのか、その辺りはどういうふうに学校として理解しているのかということをお聞きしたかったんです。

【土屋会長】

矢野課長、よろしいでしょうか。

【事務局】

丸々一緒というわけではありませんけど、重なる部分はあるのかなというふうに思っております。特に先ほどありました発達障がい、学習障がい、知的障がいは見た目では分からない部分がありますので、普通に会話をしていても会話として成り立たなかったりする時に、小さい子どもたちだとどうしても手が出ちゃったりといった部分が出てきます。そういった部分で理解が難しい、逆に知的障がい等で自分がのけ者にされていることも気づいていなかったりする場面がありますので、そういった時には担任と周りの大人がしっかり見守って適切に対応していくといったところです。

【土屋会長】

藤田委員、いかがでしょうか。

【藤田委員】

文章的に見た場合に、③のところに「生活や子育て環境に課題を抱えた家庭」とあります。④も⑤もその家庭で子どもたちはどうなのかなというふうにした方が、子どもたちの見る目はいろんな面で見やすいのではないかなと思います。「課題を抱えた子ども」という形で限定してしまいますと、子どもたちに問題があるという形で理解をされることが私は怖いなという感覚でこの文章を見させてもらったわけです。

【土屋会長】

ありがとうございます。課題が誰にとっての課題かということをもう少し文章の中で明確にした方がいいのかなと私も先ほどのお話ややり取りを聞きながら思いました。以前であれば、すぐ「何とか問題」というふうに表示していたんですが、問題と言ってしまうと、何か問題があるのという感じになるので、最近は課題と言い換えようとする動きがあったり、例えば論文を書いても問題じゃなくて課題と書こうとなったりするんですけど、やはり誰にとっての課題かというのを常に意識しながら文章を書かないといけないなと、私自身もやり取りを聞いて思いました。

他いかがでしょうか。学校へのヒアリングについては、もともと入っていなかったのを、こちらの審議会で学校のお話もぜひ聞きたいと意見が出て入ってきた項目でございますので、気づいたことがあればぜひこの中でご意見いただければと思います。

【谷口委員】

「養育能力に乏しい」ケースの保護者がいらっしゃる4番目の課題なんですけど、お父さんお母さん等私たちが関わっている場合は、病気であったりお力がもともと低いという保護者たちの障がいの問題であったり、精神疾患であったり、そういった問題のために養育能力が低くなっている、乏しいという、そういうケースが主なんです。だからそこも保護者の責任だという責任問題にはならない現状を抱えておられるというふうに感じております。

【土屋会長】

ありがとうございます。他ないでしょうか。よろしいでしょうか。

では議事を進行させていただきたいと思います。

それでは引き続き、議事の2番目、第2次太子町人権行政基本方針及び推進プランの素案について、事務局より説明をお願いいたします。

(2) 第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン（素案）について

- ・事務局より内容説明

《質疑》

【土屋会長】

ただ今、第2次太子町人権行政基本方針及び推進プランの素案について事務局より説明がありました。

その中で、人権行政推進プランについて審議したいと思います。何かご質問やご意見ございましたら、ご発言をお願いいたします。

【宮前委員】

質問ですがご意見を述べさせていただく場合は、ページを区切ってとかでしょうか。全部通してでしょうか。

【土屋会長】

全体を通して。全体を通してというのは、お好きなところからのご意見をということで、何ページの何行目とかそういう言い方で構いませんので、気が付いたところからお願いします。

【事務局】

補足ですけど、まだ作成していているところで素案の形です。具体的な取り組みも各課、例えば子育て支援課であったり福祉課であったり、各担当課と協議を進めて、具体的な取り組みは各担当課と協議をした中で、こういった事業なら取り組んでいけるだろうというところを記載しています。ですから、こんなこともできるんじゃないかというところで、意見もいただけたらと思います。加えていたり、各担当課と協議して前に進んでいくということはまだまできますので、ただ素案の本文の文章も見直ししていったところです。

どちらかというと、さっき言いました6つの柱である、太子町が行う施策の方向性であったり、人権課題への具体的な取組のなかで足りないところ等があれば、意見をいただければ、事務局としてはありがたいです。

【藤田委員】

人権問題については、当事者にならなければわからないことがいっぱいあります。そういう点で私自身もあまり気づかない点がたくさんあったと思うんですけど、例えば資料2の42ページのハンセン病のところにはハンセン病の問題について、法がどのように変わってきたかということが書かれています。ところが27ページの障がい者の人権の問題については、昨日一昨日に裁判がありました、優生保護法について全く文章がないわけですね。障がいの問題について優生保護法は大きな問題だったという認識を私自身もこの文章を作るときに忘れていたことを反省したんです。やはりそれはこの文章のどこかに入れるべきじゃないかなと思います。

【土屋会長】

なんでも細かいこともお気づきになった点、こういうことも入れるべきじゃないかとか、文言部分の修正とかあれば、どんどんご意見をいただければと思います。

【宮前委員】

まず子どもの人権のところなんですけど、現状と課題に入れていただきたいこととして、こんな法律ができてきたというところがあるんですが、平成 29 年 4 月 1 日に児童福祉法が改正されています。それは、ある意味画期的というか、子どもの権利という文言が初めて入った改正内容でした。子どもの権利条約の理念に則り行うということで、このことが入ったことで児童福祉の行政機関も、子どもの権利ということが事業に入ったり非常に変わってきますし、権利に根差したというところが大事だと思うので、それを一つ入れていただきたい。

それに関連しまして、特に子どもの人権のところと障がい者の人権のところに関連するんですけど、権利の教育、権利の主体としての教育というのが必要かと思っています。お友だちの気持ちを理解するとかそういったことなんですけど、自分自身の権利について自覚をしていくということはとても大事で、それが相談をしていくということにつながっていくと思います。

障害者差別解消法の相談窓口が設けられていますが、当事者からの相談というのはまだ増えていない現状ですし、どちらかというと大阪府の区域を見た場合ですと、これまでの措置というか、してもらっているという観点でいうと、例えば保護者や支援の側が「やってもらってるのにもうちょっと我慢し」とか、そういうような圧力の中で言えない、言ってもいいんだというのがないというのがなかなか増えない要因としてあります。権利の教育が特に少なかった分野で、権利の主体としての教育というのは学校でもそうでしょうし、職場も含めて進めていくことが必要だということを入れるべきではないかなということをおもっています。

それともうひとつ、子どもの人権に関わることですが、少し気になるのが子育ての支援という観点はありますが、さっきの子どもの人権のところにも関係するんですけど、子どもへの支援というのがない、弱いように思います。

谷口委員もされているサニーサイドスタンダードの取り組みというのも、もちろん家庭への支援ということもあると思いますけど、子ども自身への支援、子どもの力をつけていくということへの支援というのも大事になってくると思いますので、最初の方にある不登校やいじめの問題の状況も太子町ではこうだということを述べられていますので、そういった子ども自身への力をつけていく支援というのも、子育て支援だけではなくて入れる必要があるのではとおもっています。それを付け加えていただきたいということです。

全体的なところに関わりまして、評価の指標ということとしまして、それぞれの課題のところ令和 2 年度の現状で、人権意識調査では何%でした、目標値は入っていませんが、令和 7 年度のところには何%というのを持ってこられると思います。ただその意識というの

をはかっていくのは非常に難しいです。5年でどこまで変わるのかということをはかっていくのは難しいところもありますので、例えば子どもへの人権講座への参加者を5年間で100人受講人数を拡大しますとか、近隣でいうと河内長野市がこのようなやり方をされているんですが、何人知っている人を増やすという取り組みで、何%講座をしたところへの数をはかっていくような方法をしてらっしゃる市町村もあります。

多分5年で変わることはなかなか難しいですね、意識の部分は。そういったことで、ここだけではかるとやっていないように、取り組みが薄いように5年後に見えてしまうともったいないと思いますので、何かはかる物差しをもう少し工夫された方がいいのではないかと思います。

もうひとつは、さまざまな人権課題のところで、44～45ページの新型コロナウイルスに関するところです。ここでは新型コロナウイルスに関する解消に向けた啓発活動、偏見差別の解消に向けた啓発活動を推進しますという文言が44ページで触れられております。

当方で大阪府から委託を受けて、いろんな方にインタビューさせていただいている関係で、つい最近なんですが、大阪大学のそういう感染症というか社会心理学の先生にインタビューをしました。その先生は新型コロナウイルスに関する意識、国際医学の調査をされている先生でしたのでインタビューさせていただいたんですけど、そこのお話の中で聞いたことが活きるかなと思ったのですが、新型コロナウイルスという偏見がいきなり出てきたわけではなくて、感染症への差別ですので、いわゆる未知のものへの差別なんですね。何か知らんものは怖い、安全のためには避けておこうということは、人間の本能ですね。だって知らないものは危険ですから。避けていこうということで、激しく出ていくのが新型コロナウイルスへの差別というふうに分析をされているんですけど、それはコロナだけが特別なのではなくて、例えば同和地区の人と結婚するのは避けておこう、障がいのある子と結婚するのはやめときとか、自分の知らないものというのは重なってくる部分が、それで倍掛けをして出てくると先生はおっしゃったんですけど、新しい差別には。ですので、普段のこれまでの差別問題への取り組みというのを絶え間なく進めておくことが必要だということもおっしゃっておられました。

よくうちでも研修相談を受けるんですけど、コロナに対する差別が特別だというふうにすると、啓発って難しくなっていくんですね。あくまでも手洗いをしましょうとか、やることは理念的なこととか、医療従事者の差別をしないようにしましょうとか呼び掛け的なことだけになってくるので、これまでの人権問題への取り組みと連動させながらとか、重ねるといふことの視点を持たれた方がいいと思います。

最後ですが、48ページ以降のさまざまな人権課題に関するところです。1～9まで人権課題が書かれていますが、この内容を拝見しておりますと、(2) 犯罪被害者、(4) アイヌの方、(5) 北朝鮮、(7) 人身取引のところは、これまでの取り組みの現状は書かれているんですけど、することは書かれていないんです。こういうことがされてます、は書かれているんですけど、こういうことを取り組みますということは書かれてなくて、他は教育、啓発に努め

ますとかそういった文言が一文入っています。プランですので、現状を述べるだけではありません。ただ個別で詰めていくのは難しいので、同じように普及啓発とか教育啓発に努めていきますとか、そういう文言が必要ではなかろうかと思います。

【土屋会長】

ありがとうございます。何かお気づきになった点はございませんでしょうか。

【藤田委員】

ひとつ気になっているのは、資料 33 ページの同和教育の問題のところですが、最後に目標イメージがあって、同和問題は過去にはあったが、今は存在しないと思われる人の割合と、自分の身内がという文章が 2 つあって、どちらも 40%を切っています。私も学校におりましたもので、学校現場で子どもたちに同和教育を始めたのが昭和 44 年以降ということになります。そうなりますと、年齢的に 65 歳以上の人たちの認識と同和教育を受けた 65 歳以下の人の認識はどう違うのかなというのが気になります。この数字の中でそういう分類ができないかどうかだけやってもらって、同和教育がスタートした時点から実際意識は違うのかどうか、その辺りは 1 回調べていただけるとありがたいなと思います。

【土屋会長】

こちらの方はまた事務局で調べていただいて、公開いただければと思います。

【事務局】

わかりました。意識調査の報告書にまとめていきますので、その中でと思います。

【宮前委員】

藤田委員の意見に関連して教えてほしいんですが、他市町村の調査を見ると、同和問題のところで他の問題より認知度が低いということがよく出てくるんですが、太子町ではそんなに低いわけではないという結果が出ていて、小・中、特に中学校でされている結果なのかなと思うんですが、知識、認識というのは世代の違いということ、特に 32 ページに書かれている法律がなくなって以降、2002 年 3 月に失効して以降、ぐんと部落問題、同和教育をする率、割合は減りました。それは職場でもそうですし、学校でも人権教育になっていく中で減っております。やはりその中で知らないという人が増えてきた。それは他市町村では認知度が低いということに出てくるんですが、太子町は少し違うような結果が出ていますので、ただそれでもここを知らせていくということはここでは書かれていないんですね。同和問題についてもっと知らせていきますというのはちょっと弱いかなと思いますので、今は現状として知っているという人が多いんですけど、そこをもっと深めてくというのは必要だと思います。それとなぜそうなのかという分析は私も教えていただきたいと思います。

【上藪委員】

細かいところになってしまうんですが、いろんな項目の下の目標イメージのパーセンテージの表し方が、例えば 33 ページだったら「～と思わない人の割合」とか、違うページだったら「～と思う人の割合」とか、この項目は「思わない人」だけど、この項目は「思う人」とか、そして「～と制限されても仕方ないとは思わない」とか 2 つの言葉がない、ないと重なってくるので、一瞬考えてからそういうことの方の割合なんだなと認識するのと、こっちはこうなんだと認識するのと、1 回 1 回一つひとつゆっくり丁寧に読んで理解できる数字になっているような気がするので、パーセンテージとして出てしまっているなら変更は難しいのかもしれないけど、一般的にわかりやすく見ていただきにくい表示の仕方かなと感じました。

私は書類とか見慣れていないので、変換ミスだと思うんですが、資料 3 の子どもの人権の現状と課題の 3 つ目の「町立小中…」の「小中」だけ字が大きくなっていたりとか、その隣の表の施策の 6 本柱の一番下のところの「協働の取組…」の「協」だけが大きくなっていたりとか、どうしても書類が読みにくい者、目が付いていけない者にとって、読んでいると「小中」に目線が取られたりとか、表の方は資料 2 の 21 ページもそうなっているので、変換ミスだと思うんですが、最後に全ページ確認された方がいいかなと感じました。

【土屋会長】

上藪委員からご指摘のあったフォントの違いとかは、何か意図があってというわけではないのでしょうか。

【事務局】

全体的にそこまで見切れていない状態なので、もちろん最終的に製本化する時には全部統一した形になります。

【土屋会長】

あと、「思わない」とか「思う」という表現のばらつきについてご要望がありましたので、その辺りももし何か意図してこういうふうにしてるといえることがあれば。

【事務局】

目標イメージなんですけど、具体的にこれをそのまま載せるというふうには考えておりません。構成上、各人権課題の取り組みの中で現状と課題、それから具体的な取り組み、そしてそれをする評価指標として最後のところに目標数値を入れていきます。

宮前委員もおっしゃっていただいたように、研修の回数であったりとか相談の回数であったりとか、もう少しわかりやすい、見える形での各担当課が事業をしている中での実施回

数であるとか、そういったところを含めての評価指標としていきたいと考えています。今はそのスペースは最終的には目標値が入るという形でイメージさせていただいています。このまま入る予定はしておりません。

【松本委員】

推進プランの冊子の方を見てまして、元号と西暦が混ぜ混ぜになっていると思うんです。1 ページの世界と日本の動きの表は西暦と元号が書かれているので、すごくわかりやすいんですが、特に今昭和、平成、令和と並べられても、本文が途中から元号になってますよね。役所のルールはそうですが、計画として出すときには、どちらでもいいから併記にしてもらいたいのが1点です。

それから、先ほど問題とか課題とか出ていましたが、その他の様々な人権課題というところに1から9まで並んでますけど、そこで8番の東日本大震災に起因するところだけ「人権問題」という形になって、特に意味があるならあれなんですけど、人権に対する侵害というのと、人権課題の中に人権侵害という形で出ているので、そこだけでいうと8番だけ問題という形で出ているし、そこら辺の使い分けといいますか、今回はかなり整理されたと思うんですけど、わからないのでよろしくお願いします。

【事務局】

まず元号と西暦の併記なんですけど、そこは最終的に仕上げる時に考えたいと思います。ただ町のやり方としては基本的には元号です。世界と何か合わせる時は西暦としています。

人権課題、人権問題、差別、人権侵害とかいろいろ、最後の東日本大震災に起因する人権問題というところの表現の仕方なんですけど、太子町で決めて、考えがあってこうするというのはいないです。法務省が出している冊子の主な人権課題の表現に合わせているところから、東日本大震災に起因するところだけは人権問題となっています。

【松本委員】

29 ページです。資料3の中には文章として出ていなかったんですが、高齢者の人権の具体的な取り組みの1番で「自助、共助、互助、公助の基本的な考え方により」とあるんですけど、いろいろ考えがあると思いますが、今コロナとの関係の中で、自助の捉え方として、テレビとか見ててもすごく個人の責任にされていることが多いから、最初は自助、共助、公助、ふーんと思っていたんですけど、今コロナとかいろんな問題が起きている中で、あまりここを強調されたら、仕事がないのもいろんなことも個人の責任だみたいな雰囲気イメージを私は持ってしまってるんです。だからあえてこの前の文章があるのかなということが、今回新たに入れられたのか、資料3にはないので気になりました。

【事務局】

資料3の最初の方は削っただけなんです。今委員がおっしゃったみたいにそういった考えもありますので、このところはどちらかというと審議会で議論していただいた方が僕はいいかなと思うんですが。

【土屋会長】

わかりました。では、松本委員からご指摘のありました、冊子の29ページ、高齢者の人権のところの具体的な取組の①高齢者の人権に関する教育・啓発の充実の最初のところに「自助、共助、互助、公助の基本的な考え方により」という文言が入っております。これについては昨今のコロナの問題等で、自助のあり方についてはさまざまな議論が行われておりますので、はたしてこの文言をここに入れるべきかどうかということのをこの場で審議させていただければと思います。いかがでしょうか。

【藤田委員】

いろんな人権問題の中で、この文章が入っているのはここだけなんです。そしたらここだけ特別に入れる必要はないのではないかと思います。

【土屋会長】

いかがでしょうか。では、他にご意見がなければ藤田委員のご提案通り、こちらの文言は省くということで決めたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

ではこの文言は29ページのここから削除ということにさせていただきます。
他何かお気づきの点等ございますか。

【谷口委員】

先ほど宮前委員も言われていた、子どもの権利のところ、子どもが自分の権利を自覚して、その権利を主体的に欲していくような子どもに育つということが大切だということだったと思います。

子どもの権利に関する教育と啓発のところなんですけど、具体的すぎるかもしれませんが、子どもに対する性教育というものを充実していただけたらなと考えます。それはひいては女性の権利にもつながっていくことかなと思うんです。

この南河内内は性被害に対して、被害に遭いましたと手をあげる人がすごく少ないと聞いているんです。そういうことを聞いているところで、子どもたちが主体的になってノーと言えるような子どもを育てる具体的な教育のひとつとして、性教育を入れていただくことは

大切なことだと思っております。

【土屋会長】

他に何かご意見等ございませんでしょうか。

今日いろいろといただいたご意見を反映して、後ほど事務局からご説明があるかと思いますが、今度これをパブリックコメントということで公開していくことになると思います。ぜひこの場で、そういうことだったらということで、何でもお気づきの点がありましたら、追加事項でも、これは削除した方がいいのではないかとか、そういうこともあればご意見いただければと思っております。

【宮前委員】

先ほどの谷口委員のご意見に賛同する立場で追加をいたしまして、性教育の充実という部分ですが、子どもというか女性の人権のところに入れて、早期からとか子どもの時代からの性教育とか、世界的な文脈でいうと、いわゆる性と生殖の権利、男女共同参画の方針とかで、リプロダクティブ・ヘルス・ライツという文言になろうかと思いますが、例えば産む、産まないも私で決めるとか含めて、子どもの時からずっと生涯にわたって、セックスが嫌な時にはノーと言えるようにとかも含めて、それは女性だけじゃなくて男性も含めて、そういった性教育は自分の権利、体の権利、自己決定だということを入れておかれたらいかがでしょうか。

【土屋会長】

いかがでしょうか。今のご意見、ご提案に関連してでも構いません。

確かに性の問題は、逆にこれまで女性のものというイメージが非常に強かったんですが、最近被害に遭う子どもの性ということをいうと、男の子も被害に遭っているケースも多いので、そういう注意喚起というか、啓発の観点からも子どもの人権の部分に入れていくというのは、私もいるのではないかなと考えています。

他何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、議論いただいてありがとうございます。これまでいただいたご意見を反映し、パブリックコメントを行い、次回の審議会で第2次太子町人権行政基本方針及び推進プランの案として審議していきたいと思います。

それでは、議事の3番目、その他ということで、事務局から何かありますか。

(3) その他

【事務局】

はい。今後の流れだけ説明しておきます。今日いただいた意見を反映させます。まだ素案の段階で文章の構成や編集段階でありますので、まだまだ修正をしていきます。ご意見等あ

れば随時いただきたいと思います。

12月11日に、まずはこちらの素案を修正したうえで、議会にパブリックコメントをするということを報告いたします。その後、素案で1月4日から2月3日までの1か月間をパブリックコメントとして、住民さんから多くのご意見をいただきたいと思います。そのいただいた意見で反映しなければならないものがあれば反映したうえで、最終の案という形で、次回の審議会で示していきたいと思います。委員の皆さまからも随時ご意見をいただきたいと思いますので、ご協力をお願いします。

【土屋会長】

ありがとうございます。せっかくの機会ですので、何かご意見等ありましたら、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。先ほど事務局からございましたように、何かお気づきの点がありましたら、随時各自でということをお願いしたいと思います。

それでは、貴重なご意見を多数いただきましてありがとうございました。

本日5回目の審議会はこれで議事を終了させていただきたいと思います。ご協力ありがとうございました。

3 閉 会
